

令和7年度 熊本市立吉松小学校 暮らしのきまり

生徒指導部

1. 学校

(1) 学校生活

- ① 友だちや先生に、元気よく、気持ちのよいあいさつをします。
- ② 学年を問わず、友だちをよぶ時は、「さん」をつけます。
- ③ だれとでも仲良く、協力してがんばります。差別をしたり、人をいじめたりしません。
- ④ チャイムの合図を守ります。
- ⑤ 掃除は、最後までだまってしっかりやります。
- ⑥ 室内では静かに過ごします。廊下を走ったり、階段から飛び降りたり、室内であばれたり、大声を出したりしません。2・3階のベランダには、出ません。遊びません。
- ⑦ 使ったものは、もとの場所に返します。
- ⑧ 授業の開始時刻を守ります。(5分前の行動、1分前着席を心がけます。)
- ⑨ 自分の物には、必ず名前を書きます。
- ⑩ 学習の終わりには、つぎの授業の準備をします。
- ⑪ 学習に必要な物は持ってきません。
- ⑫ 特別教室や空き教室は先生の許可を得てから使います。

(2) 服装

- ① 標準服……グレーの半ズボン、グレーのスカート(膝がかくれる程度の長さ)。
白いシャツ(襟付き)。シャツはズボンにきちんといれます。
季節に応じ紺色のスクールセーター・ベストを着用します。
※冬季は標準服に重ねてセーターやベストを着用し、それでも寒い場合はジャンパー(フードのないもの)、長ズボン、ジャージなどの防寒着を着用します。
- ② 帽子……黄色の帽子をかぶります。
- ③ 通学用靴…運動に適した靴をはきます。
- ④ 上靴……白色のシューズ(つま先のゴムの色は指定なし)を着用します。
- ⑤ 靴下……年間を通して着用します。色は白、黒、紺、グレーです。
冬季にタイツの着用もできます。タイツの色は黒、紺です。
- ⑥ 名札……学年と名前をかいた名札をつけます。名札の中身は担任から年度初めに配布し、紛失した時は担任からもらいます。また、学校に置いて帰り、登下校時は付けません。
- ⑦ 体育服(夏)・白色の運動シャツ(前面にゼッケンをつけます)と紺の短パンを着用します。
赤白帽子は、あごひもをきちんとつけてかぶります。
- ⑧ 体育服(冬)・白色の運動シャツ(半袖、または長袖)、紺の短パンを着用し、その上に運動に適した長そで、長ズボン(華美でないもの)を着用します。
冬季の体育や遠足、対外活動で着用します。
- ⑨ 頭髪・髪の毛のゴム…学習のじゃまにならない髪型にします。ゴムを使うときは、かざりのないものを使います。

※くわしい冬季の服装については、10月にお知らせします。

2. 登下校

- ① お世話になっている地域の方や道であった方に、大きな声で気持ちのよいあいさつをします。
- ② 全員が一列にならんで安全に登校します。
- ③ 道路をわたる時は、かならず止まって安全確認をします。
- ④ 防犯ブザーか配布された黄色い笛をつけます。
- ⑤ 決められた通学路に登校します。下校も決められた道を帰ります。
- ⑥ 安全のために、できるだけ一人では帰りません。
- ⑦ 班長は、登校班旗を使います。

3. 家庭・地域

- ① すすんでお手伝いをします。
- ② 家では、必ず宿題をし、自主学習にもすすんで取り組みます。
- ③ 遊びに行く時は、「どこへ、だれと、何をしに、何時に帰るか」をお家の人に言います。
- ④ 子どもだけで校区外へは行きません。
- ⑤ お金やゲームソフト・カードの貸し借りはしません。交換もしません。
学校には、休みの日であっても持ってきません。
- ⑥ 道路や危険な場所では遊びません。火遊びはしません。
- ⑦ 川遊びや魚つりなど水辺に行く時は子どもだけで行きません。(保護者と一緒に行きます。)
- ⑧ 知らない人について行ったり、知らない人の車に乗ったりはしません。
- ⑨ 学校で遊ぶ時には、飲んだり食べたりしません。
- ⑩ 用事もないのに、お店やコンビニエンスストアには出入りしません。
また、長時間、店内や駐車場にいません。飲食もしません。
- ⑪ 保護者の方がないお家へ上がって遊びません。友達を上げません。
- ⑫ 友達の家などへの外泊はしません。
- ⑬ テレビやゲーム、スマホ(SNS)などは時間を決めて行います。
- ⑭ 友達の写真を勝手にとったり、インターネット(SNS)にのせたりしません。
- ⑮ SNS(LINEなど)を使うときは、相手の気持ちを考え、エチケットを守って使います。

4. 自転車の乗り方

- ① 自転車に乗るときは、必ずヘルメットをかぶり、ブレーキなどの点検をしてから乗ります。
 - ② 自転車は、1・2年生は家の近く、3・4年生は地区内、5・6年生は校区内で乗ります。
必ず保護者の許可を得て乗ります。
 - ③ 体にあった大きさの自転車に乗ります。
 - ④ かさをさして乗りません。2人乗りや手放し運転等、危険な乗り方は絶対にしません。
 - ⑤ 自転車では道路の左端を乗ります。交差点では必ず一度止まり左右の安全を確認します。
- ※ 熊本県では、条例の改正により、令和3年10月1日から自転車保険への加入が義務化されました。また、令和5年4月1日より年齢に関係なくヘルメット着用が努力義務化されました。

5. その他熊本市小中学校の取り決め

- (1) 帰宅時刻(家に帰り着いておく時刻)は、3月～9月は18時、10月～2月は、17時です。
- (2) ゲームセンターやカラオケボックスへの出入りは保護者同伴であれば出入りできます。
(但し、カラオケ店は午後11時以降、ゲームセンターは午後10時以降は保護者同伴でも出入りできません。
- (3) エアガンの所持は禁止します。

※令和6年12月更新